

平成五年郵政省告示第六百十号（端末設備等規則の規定にかかわらず、著しく不合理な移動電話端末等及びその条件を定める件） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十二条及び第三十六条の規定に基づき、平成五年郵政省告示第六百十号（端末設備等規則の規定にかかわらず、著しく不合理な移動電話端末等及びその条件を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。</p> <p>次の表の上欄に掲げる種類の移動電話端末、又は自営電気通信設備であつて、移動電話用設備に接続されるもの（以下「移動電話端末等」という。）は、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号。以下「規則」という。）のうち同表の中欄に掲げる規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。</p>			
<p>一～五（略）</p> <p>六 無線設備規則第四十九条の二十三第二号に規定する非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備を使用する移動電話端末等</p>	<p>（略）</p> <p>規則第二十 三条</p> <p>規則第二十 四条第二号</p> <p>規則第二十 八条の二</p> <p>規則第二十 九条第一号</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>
<p>七 発信する機能を有しない移動電話端末等（前項に掲げるものを除く。）</p>	<p>規則第二十 八条の二</p>	<p>中欄に掲げる規定を適用しない。</p>	<p>（略）</p>